

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、

押

芳秋第六五七號

昭和五年三月五日 警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
 社會 局長 官殿  
 大政神奈川各府縣知事殿

山田友禪工場勞働爭議ニ関スル件 第二報

(1) 勞働者二月二十七日後廠要求他五件、要求書ヲ提出ス  
 (2) 二十八日交渉ノ結果工場主ハ要求ニ項ヲ容レ他ヲ拒絶ス  
 (3) 工場主ハ注文杜絶セル為難度強化ニ持テ戦下ナル  
 標記 工場ニ於ケル 紛議發生ニ就テハ既報ノ處其後爭議化

5.3.17  
 1079